

被害状況報告書（概況・変動・最終）

平成 年 月 日 現在

人的被害	死 者		人	1	その他被害	港湾施設損壊		箇所	36
	行方不明者		人	2		砂防施設損壊		箇所	37
	負傷者	重傷者	人	3		水道施設損壊		箇所	38
		軽傷者	人	4		清掃施設損壊		箇所	39
		計	人	5		崖くずれ		箇所	40
住家被害	全壊 (流失)		棟	6	その他被害	鉄道不通		箇所	41
			世帯	7		船舶被害	沈没	隻	42
			人	8			流失	隻	43
	半壊		棟	9			破損	隻	44
			世帯	10		電話		回線	45
			人	11		電気		戸	46
	一部破損		棟	12		水道		戸	47
			世帯	13		ガス		戸	48
			人	14		ブロック塀		箇所	49
	床上浸水		棟	15		その他			50
			世帯	16	被害金額	り災世帯		世帯	51
			人	17		り災者数		人	52
	床下浸水		棟	18		公立文教施設		千円	53
			世帯	19		農林水産業施設		千円	54
			人	20		公共土木施設		千円	55
非住家	公共建物(官公署庁舎、公民館等)		棟	21		その他公共施設		千円	56
	その他(倉庫、土蔵、車庫、納屋)		棟	22		小計		千円	57
その他被害	田	流失・埋没	ha	23	その他被害金額	農産被害		千円	58
		冠水	ha	24		林産被害		千円	59
	畑	流失・埋没	ha	25		畜産被害		千円	60
		冠水	ha	26		水産被害		千円	61
	文教施設		箇所	27		商工被害		千円	62
	病院		箇所	28		その他		千円	63
	道路	決壊	箇所	29		被害総額		千円	64
		冠水	箇所	30		(その他参考事項)			65
	橋梁	流失	橋	31					
		破損	箇所	32					
	河川	溢水	箇所	33					
		漏水	箇所	34					
	堤防決壊		箇所	35					

被害状況報告書（詳報）

被害状況総括表

平成 年 月 日 現在
(単位：千円)

区 分		被 害 金 額
1	住 居 関 係	
2	土 木 関 係	
3	農 林 水 産 関 係	
4	文 教 施 設 関 係	
5	商 工 業 関 係	
6	公用公共用施設関係	
7	電気運輸及び通信関係	
8	人 関 係	
計		

(1) 住居関係

	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊	その他	被害金額
棟 数	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円
世 帯 数	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
人 員	人	人	人	人	人	人	人	

(2) 土木関係

区 分	箇所数	金 額
道 路		千円
橋 梁		
河 川		
港 湾		
都市災害		
計		

(3) 農林水産関係

種 類	被害状況	被害金額
農地及び農業用施設		千円
農 作 物		
畜 産		
水 産		
農業協同組合倉庫等共同利用施設		
そ の 他		
合 計		

(4) 文教施設関係

区 分	被害状況	学校数		
小学校		校	千円	
中学校				
高等学校				
養護学校				
幼稚園		園		
(小計)				
市立大学				
(小) 私立学校 (中) (高)		校		
私立学校 (幼)				
社会教育及び体育施設		園		
計				

(5) 商工業関係

区 分	被害状況				被害金額							備 考
	全 壊	半 壊	浸 水	一 部 損	全 壊	半 壊	浸 水	一 部 損	機 械 設	在 庫	計	
商業	戸	戸	戸	戸	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
工業												
計												

(6) 公用公共施設関係

庁舎及び これに類 する施設	社会及び 労働施設	保健衛生 施設	その他 施設	公営企業	公営住宅	計	備 考
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

(7) 電気、運輸及び通信関係

区 分		被 害 状 況	被害金額	備 考
電 気				
運 輸	私 鉄			
	J R			
	船 舶			
	小 計			
通 信				
合 計				

(8) 人関係

り災戸数	り 災 世帯数	り災人員 数	死 者	行方不明 者	重傷者	軽傷者	備 考

(大阪市→大阪府)

災 害 概 況 即 報

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
大 阪 市	
報告者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(大阪府→大阪府)

災 害 状 況 即 報

文 書 番 号
年 月 日
市長名 印

大阪府知事殿

年 月 日 時 分 現在の被害状況を次のとおり報告します。

都道府県				区 分			被 害		
災害名 報告番号	災害名			田	流失・埋没	ha			
	第 報				冠 水	ha			
報告者名	(月 日 時 現在)			畑	流失・埋没	ha			
					冠 水	ha			
区 分	被 害			文教施設					
					病 院				
人的被害	死者	人		道 路					
	行方不明者	人			橋りょう				
負傷者	重傷	人		河 川					
	軽傷	人		港 湾					
住 家 被 害	全 壊	棟		砂 防					
	半 壊	棟		清掃施設					
非 住 家	一部損壊	棟		崖くずれ					
	床上浸水	棟		鉄道不通					
公共建物	床下浸水	棟		被害船舶					
	その他	棟		水 道					
火災発生	公共建物	棟		電 話					
	その他	棟		電 気					
その他	公共建物	棟		ガ ス					
	その他	棟		ブロック塀等					
火災発生	公共建物	棟		り 災 世 帯 数	世帯				
	その他	棟		り 災 者 数	人				
火災発生	公共建物	棟		建 物	件				
	その他	棟		危 険 物	件				
火災発生	公共建物	棟		そ の 他	件				
	その他	棟							

区 分		被 害		災害等の設置本部	都道府県		
公立文教施設	千円					市 町 村	
農林水産業施設	千円			計			
公共土木施設	千円				災害適用市町村名		
その他公共施設	千円			計			
小計	千円				消防職員出動延人数	人	
公共施設被害市町村数	団体			消防団員出動延人数		人	
その他	農産被害	千円			災害発生場所		
	林業被害	千円		災害発生年月日			
畜産被害	千円		災害の種類概況				
	水産被害	千円			応急対策の状況		
商工被害	千円		・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況				
その他	千円			・避難の勧告・指示の状況			
被害総額	千円		・避難所の設置状況				
災害発生場所				・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況			
			・自衛隊の派遣要請、出動状況				

※被害額は省略することができる。

(大阪市→大阪府)

災 害 確 定 報 告

文 書 番 号
年 月 日
市長名 印

大阪府知事殿
年 月 日 時 分 確定の被害状況を次のとおり報告します。

都道府県			区 分			被 害			
災害名			田	流失・埋没		ha			
報告番号				冠 水		ha			
第 報				畑	流失・埋没		ha		
(月 日 時 現在)					冠 水		ha		
報告者名				文教施設					
			病 院						
区 分			道 路						
人的被害	死者	人	その他の	橋りょう					
	行方不明者	人		河 川					
	重傷	人		港 湾					
	軽傷	人		砂 防					
住家被害	全 壊	棟		他の	清掃施設				
	世帯				崖くずれ				
		人			鉄道不通				
	半 壊	棟			被害船舶				
	世帯				水 道				
		人			電 話				
	一部損壊	棟	電 気						
		世帯			ガ ス				
	床上浸水	棟	火災発生		ブロック塀等				
		世帯							
非住家	公共建物	棟	り 災 世 帯 数		世帯				
	そ の 他	棟	り 災 者 数		人				
			建 物		件				
			危 険 物		件				
			そ の 他		件				

区 分		被 害		都対道策府本県部害	名称			
公立文教施設		千円			設置		月 日 時	
農林水産業施設		千円			解散		月 日 時	
公共土木施設		千円						
その他公共施設		千円						
小計		千円		災害設置対市策町本部名				
公共施設被害市町村数		団体						
その他の	農産被害	千円			計 団体			
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円			災害適用救市助法村名			
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
その他		千円		消防職員出動延人数		人		
被害総額		千円		消防団員出動延人数		人		
備考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他(避難の勧告・指示の状況)							

被害状況等の報告にかかる様式の記入要領

災害報告取扱要領(総務省消防庁)

項 目		説 明
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	「重傷者」: 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。 「軽傷者」: 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住 家 の 被 害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害		非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度以上の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

項 目			説 明
そ の 他 被 害	田畑の 被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路		「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋梁		「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川		「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾		「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防		「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶		「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話		「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気		「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道		「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス		「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀		「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

項 目		説 明
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。